短期入所生活介護
介護予防短期入所生活介護
重要事項説明書

社会福祉法人　松光会
静原寮　短期入所生活介護（ショートステイ）

当施設はご契約者に対して、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供いたします。

当施設の概要や提供されるサービスの内容、及び契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

当施設は介護保険の指定を受けています。
（指定事業者番号　　京都市　第２６７０６００１５０号）

当施設は次の事業も行っています。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

目　次

１．　事業者（施設経営法人）について
２．　事業所の概要について
３．　職員の体制について
４．　当事業所が提供するサービスの概要と利用料金について
５．　事故発生時の対応について
６．　苦情の受付について
７．　人権擁護に関する取り組みについて
８．　感染症・非常災害時の対策について
９．　ハラスメントの防止について
１０．　第三者評価の受診状況について
１１．　当施設ご利用の際に留意いただく事項について

１．　事業者（施設経営法人）について

(1)　法人名	社会福祉法人　松光会
(2)　法人所在地	京都市左京区静市静原町５８２番地1
(3)　代表者氏名	理事長　中田　佳代
(4)　連絡先	電話番号　０７５－７４１－２８６６　FAX　０７５－７４１－１７６１
(5)　設立年月日	昭和５０年１１月　６日

２．　事業所の概要について

(1)　事業所の種類	指定短期入所生活介護　　平成１２年４月１日指定 指定介護予防短期入所生活介護　　平成１８年４月１日指定 介護保険指定事業者番号　　第２６７０６００１５０号
(2)　事業の目的	
事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援し、契約者の心身の機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をを図るために、短期入所生活介護サービスを提供します。	
(3)　事業所の名称	特別養護老人ホーム　静原寮（短期入所生活介護）
(4)　事業所の所在地	京都市左京区静市静原町５８２番地１
(5)　事業所長(管理者)名	施設長　　今村　英樹
(6)　連絡先	電話番号　　０７５－７４１－２８６６ ＦＡＸ番号　　０７５－７４１－１７６１
(7)　事業所の運営方針	
出来る限りご利用者及び介護者（ご家族等）のご都合に合わせた体制を整えると共に、充実した医療面を活かして、安心して過ごしていただける施設を目指します。	
(8)　開設年月日	平成７年４月１日
(9)　営業日及び受付時間	営業日　年中無休　　受付時間　８時５０分～１７時５０分
(10)　利用定員	空床利用型のショートステイになります。 長期入所に空床が発生した場合、利用が可能となります。
(11)　建物・居室等の概要	
建物の構造　　鉄筋コンクリート造　地下１階、地上２階建 建物の延べ床面積　　５，５５１㎡ 居室・設備の概要（特別養護老人ホームと一体になっています）	

居室・設備の概要	室　数	備　　考
１　人　部　屋	21	従来型個室（トイレ、洗面所、収納棚付き）
２　人　部　屋	17	多床室（収納棚付き、内１６室トイレ、洗面所付き）
４　人　部　屋	5	多床室（洗面所、収納棚付き）　平均３４㎡／室
合　　計	43	
静　養　室	1	
食　　堂	7	
機能訓練室(兼用)	1	〔主な設置機器〕 平行棒、プーリー、砂のう、座位訓練台、マイクロタイザー、マット他
浴　　室	2	一般浴槽、特殊浴槽、個浴
医　務　室	1	静原診療所（保険医療機関）　医療機関コード　0604122

３．　職員の体制について

(1)　主な職員の配置状況　　※特別養護老人ホームに準じて

職　　種	職員数	事業所の配置基準	専従/兼務　等
施設長(管理者)	１名	１名	原則専従。管理上支障がない場合は兼務可
医師	２名	１名以上	
生活相談員	２名以上	１名以上	原則専従。入所者の処遇に支障がない限り、兼務
介護職員	３０名以上	２５名以上	利用者３名に対して、介護職員または看護職員を１名配置する
看護職員	４名以上	３名以上	
管理栄養士	１名以上	１名以上	
機能訓練指導員	１名以上	１名以上	他の職務との兼務可
介護支援専門員	１名以上	１名以上	原則専従。入所者の処遇に支障がない場合、 兼務可
事務員	３名		

(2)　主な職員の勤務体制　　※併設の特別養護老人ホームと兼務

職　種	勤　務　体　制	備　考
施設長(管理者)	日勤　(8：50～17：50)	４週８日
医　師	週５日　(月、水～金曜日)　(9：00～17：00) (火曜日)　(9：00～13：00) 隔週半日　(土曜日)　(13：50～17：00)	
生活相談員	日勤　(8：50～17：50)	４週８日
介護職員	早出　(7：00～16：00)／(8：00～17：00) 日勤　(8：50～17：50)／(9：30～18：30) 遅出　(10：00～19：00)　夜勤職員は特別養護老人ホームと 夜勤　(16：55～9：30)　一体で3名です。	４週８日
看護職員	日勤　(8：30～17：15)	４週８日
管理栄養士	日勤　(8：30～17：15)	４週８日
機能訓練指導員	週１日　(土曜日)　(9：30～15：30)	
介護支援専門員	日勤　(9：00～17：00)	

(3)　職員の職務内容

職　種	職務内容
施設長(管理者)	施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
医師	ご利用者の健康管理を行うとともに必要に応じてご利用者の診療を行う。
生活相談員	ご利用者及びご家族等の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう施設内のサービスの調整、他機関との連携が図れるように調整を行う。
介護職員	ご利用者の心身の状況を的確に把握し、ご利用者に対して適切な介護を行う。
看護職員	健康チェック等を行うことによりご利用者の健康状態を的確に把握するとともに必要時の処置を行う。
管理栄養士	ご利用者の心身の状況、嗜好に応じた献立の作成をはじめ、調理員への指導等、ご利用者に提供する食事の管理、ご利用者への栄養指導を行う。
機能訓練指導員	ご利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の回復、又はその減退を防止するための訓練及び指導を行う。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
調理員	栄養士の指示の元、調理業務を行う（給食業者に委託）。
事務員	施設の維持、運営に必要な事務を行う。

４．　当事業所が提供するサービスの概要と利用料金について

当施設が提供するサービスは、介護保険から給付されるもの（「介護保険給付サービス」）とご利用者に負担いただくもの（「介護保険給付外サービス」）に分かれます。
「介護保険給付サービス」はサービスに要する費用の１割相当分、一定以上の所得のある方は２割、もしくは３割相当分をご利用者からいただきます。食費（食材料費及び調理費相当額）や滞在費（室料及び高熱水費相当額）等の「介護保険給付外サービス」は、全額ご利用者の自己負担になります。

（１）「介護保険給付サービス」の概要

介護保険給付の対象となる当施設の主なサービスは以下のとおりです。

＜食事に関わる支援＞
栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供します。 ご利用者が可能な限り離床して、食堂で召し上がっていただけるように配慮します。 ご利用者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して召し上がっていただけるように配慮します。
＜入浴に関わる支援＞
入浴又は清拭を週２回行います。 浴槽がまたげない方、座位が保てない方でも機械浴槽を使用する等して入浴していただくことが可能です。
＜排泄に関わる支援＞
ご利用者の排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用し、適切な排泄介助を行います。
＜着替え等、日常生活に関わる支援＞
寝たきり防止のため、できるかぎり離床してお過ごしいただけるように配慮します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行っていただけるように配慮します。 清潔で快適にお過ごしいただくため、適切な整容を行っていただけるように配慮します。

＜機能訓練＞
ご利用者の心身の状況に応じて、ご利用中の生活場面において、能力を最大限活用してお過ごしいただけるように配慮します。
＜サービス提供に関する諸記録の取り扱い＞
ご利用者に提供したサービスについての諸記録を整備し、その完結の日から５年間保管します。その記録はご契約者または代理人からの求めに応じて公開します。

（２） 「介護保険給付サービス」の利用料金（１日あたりの目安の金額になります）

・「介護保険給付サービス」に対してお支払いいただく利用者負担金は、介護サービスに要する費用から、介護保険から給付される金額を差し引いた金額で、介護サービスに要する費用の１割相当、一定以上の所得のある方は２割もしくは３割相当の金額になります（負担割合については市町村が交付する「介護保険負担割合証」をご提示ください）。
・介護サービスに要する費用とは、国が介護報酬として示している金額になります。
・介護サービスに要する費用は、ご利用者の要介護度とご利用になる居室の種別に応じて決まる金額を基本に、当施設のサービス提供体制に応じて認められる加算分と、送迎等のご利用者のご希望に応じて提供するサービス分が加わって決まります。
・国が介護報酬として示している金額に変更があった場合、それに伴い、ご利用者の負担額が変更になります。

＜従来型個室／多床室　　負担割合が１割負担の方＞

居室		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
従来型個室・多床室	イ 要介護度別サービスに要する費用	6,361円	7,089円	7,859円	8,598円	9,326円
	ロ うち、介護保険から給付される金額	5,724円	6,380円	7,073円	7,738円	8,393円
	ハ 利用者負担金 イーロ＝ハ	637円	709円	786円	860円	933円

＜従来型個室／多床室　　負担割合が２割負担の方＞

居室		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
従来型個室・多床室	イ 要介護度別サービスに要する費用	6,361円	7,089円	7,859円	8,598 円	9,326 円
	ロ うち、介護保険から給付される金額	5,088円	5,671円	6,287円	6,878 円	7,460 円
	ハ 利用者負担金 イーロ＝ハ	1,273円	1,418円	1,572円	1,720 円	1,866 円

＜従来型個室／多床室　　負担割合が３割負担の方＞

居室		要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
従来型個室・多床室	イ 要介護度別サービスに要する費用	6,361 円	7,089 円	7,859 円	8,598 円	9,326 円
	ロ うち、介護保険から給付される金額	4,452 円	4,962 円	5,501 円	6,018 円	6,528 円
	ハ 利用者負担金 イーロ＝ハ	1,909 円	2,127 円	2,358 円	2,580 円	2,798 円

＜各種加算＞

※ 上記のハ以外の利用者負担額（ａ～ｅ）

a 看護体制加算（Ⅰ）　４単位／日
５円／日（１割負担）　９円／日（２割負担）　１３円／日（３割負担）
常勤の看護師を１名以上配置している場合に加算が可能となるものです。

※ 現在、「看護体制加算１」の算定はございません。

b 夜勤職員配置加算（Ⅰ）　１３単位／日
１４円／日（１割負担）　２８円／日（２割負担）　４２円／日（３割負担）
基準を上回る夜勤職員の配置を行っている施設が評価されるものです。 「夜勤」とは、深夜の時間帯のみならず、特に介護量が増加する朝食、夕食及びその前後の時間帯を含む夜勤時間帯全体のことであり、その時間帯における手厚い職員配置を行っていることで得られる加算です。 当施設では、朝食及び起床介助のために早出勤務者を、夕食及び就床の介助のために遅出勤務者を配置しております。

c 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）　１０単位/月
１１円／日（１割負担）　２１円／日（２割負担）　３２円／日（３割負担）
・利用者の安全、サービスの質確保、職員の負担軽減に向けた委員会の開催と安全対策の実施、・１つ以上のテクノロジー機器の導入　・生産性向上ガイドラインに基づいた取り組みの実施　・事業年度ごとの実績データを厚生労働省へ提出

d 送迎加算　１８４単位／片道
１９５円（１割負担）　３８９円（２割負担）　５８３円（３割負担）
ご利用者の心身の状態、ご家族等のご希望やご事情の応じて、送迎サービスをご利用いただくことができます。 ※ 但し、天候の悪化等で、危険と判断される場合には、送迎ができない場合があります。その際はできる限り早めに連絡し、利用日の変更等、適宜ご対応させていただきます。 ※ 当施設の通常の送迎実施地域を越える場合については、「４.（３）「介護保険給付外サービスの利用料金＜通常の送迎実施地域を越える送迎＞」をご参照下さい。

e サービス提供体制強化加算（Ⅱ）　１８単位／日
１９円／日（１割負担）　３８円／日（２割負担）　５７円／日（３割負担）
ご利用者に質の高い介護サービスを提供するため、一定割合以上の介護福祉士を配置していることで得られる加算です。 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の４０以上であることもしくは介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上必要です。

f 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
所定単位数の140/1000 加算　1月につき
介護職員処遇改善加算とは、介護人材の確保や処遇（待遇）の改善を目的としてはじまった加算で、加算の全てを介護職員等の処遇の改善のために利用しなくてはいけないと決められた使い方を制限された加算です。 令和6年度（2024年度）介護報酬改定では、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算が、ひとつの加算として合算されることが決められました。

（３） 「介護保険給付外サービス」の利用料金

＜食費＞

食材料費相当額及び調理費相当額として、下記の金額をいただきます。

１，４４５円／日（おやつを含む）

（ 朝食　　３０１円／１食　昼食　　６２２円／１食　夕食　　５２２円／１食）

＜滞在費＞

室料と高熱水費相当の費用として、下記の金額をいただきます。

多床室については、高熱水費相当のみとなります。

個室（従来型個室）	１，７６０円／日
多床室（二人部屋／四人部屋）	９１５円／日

＜通常の送迎実施地域を越える送迎＞

① 当施設の通常の送迎実施地域 左京区（静市、鞍馬、岩倉、大原） 北区（上賀茂）	追加料金なし
② 通常の送迎実施地域を越える地域 左京区（下鴨、松ヶ崎、修学院、高野、山端、上高野、一乗寺、八瀬） 北区（西賀茂、大宮、紫竹、小山、紫野、上清蔵口町）	２５０円
③ 通常の送迎実施地域を越える地域 左京区（上記①、②を除く地域） 北区（上記①、②を除く地域） 上京区、中京区、下京区、東山区（全域） 右京区（西院、山ノ内、太秦安井、花園、竜安寺、宇多野、御室山越、常盤、太秦）	１，２５０円

＜嗜好品代＞

お酒、タバコ等、ご利用者が希望される飲食物等、嗜好品の費用。　実費

＜理髪・美容代＞

訪問業者もしくはボランティアによるサービスをご利用いただけます。

顔剃りや毛染め等がご希望の方は訪問業者にお尋ねください。

料金：　実費（訪問業者の料金表による）

＜その他の費用＞

ご利用者が専有されるもので、ご希望により購入、消費される物の費用。　実費

衣類、化粧品、おやつ、レクリエーション利用料、飲食費等。

（４） 利用者負担の軽減について

低所得の方には、施設利用が困難とならないよう、所得等に応じ、負担限度額が定められており、食費・居住費について、特定入所者介護サービス費を支給することにより、負担が軽減されます。
負担の軽減を希望される方は、必要書類を添えて、お住まいの区役所・支所に申請してください。
減額の対象となられる方は、当施設に「介護保険負担限度額認定証」をご提示ください。

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3"></td><td colspan="3">減額の対象の方
（介護保険負担限度額認定証に記載されている額）</td><td>減額の
対象でない方</td></tr>
<tr><td>第１段階</td><td>第２段階</td><td>第３段階①②</td><td>第４段階</td></tr>
<tr><td rowspan="2">滞在費</td><td>従来型個室（１人部屋</td><td>１日　３８０円</td><td>１日　４８０円</td><td>１日　８８０円</td><td>１日　１，７６０円</td></tr>
<tr><td>多床室（２人部屋／４人部屋）</td><td>１日　０円</td><td>１日　４３０円</td><td>１日　４３０円</td><td>１日　９１５円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">食　　費</td><td rowspan="4">１日　３００円</td><td rowspan="4">１日　６００円</td><td>第３段階①</td><td>１日　1,445円</td></tr>
<tr><td>１日　1,000　円</td><td rowspan="3">内訳</td><td rowspan="3">朝食　301円
昼食　622円
夕食　522円</td></tr>
<tr><td>第３段階②</td></tr>
<tr><td>１日　1,300　円</td></tr>
</table>

※ 朝、昼、夕、３食全ての提供を受けられた場合は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている１日あたりの額を請求させていただきます。
朝、昼、夕の３食のうち、１食もしくは２食しか食事の提供を受けておられない日の食費は、実際に提供させていただいた分の食費（減額の対象の方の１食ずつの食費合計）と、認定証に記載されている１日あたりの金額の、低い方の額を請求させていただきます。

（５） 要介護認定を受けておられない場合のご利用料金

ご利用者が要介護認定を受けておられない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要介護の認定を受けられた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
償還払いとなる場合には、ご利用者に保険給付の申請を行っていただく際に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を当事業所が交付します。

（６） 利用料金のお支払い方法について

利用料金は、サービス利用終了時にご利用期間分の合計金額を現金でお支払下さい。
利用料金は、ひと月ごとに計算し、請求させていただきますので、ひと月に複数回ご利用いただく際は、その月の最後のサービス利用終了時にお支払下さい。
なお、下記指定口座への振り込み、金融機関口座からの自動引き落としも取り扱っております。

【振込先のご案内】
下記の口座へお振込みください。

京都中央信用金庫　二軒茶屋支店　普通預金　№０１２９６５９
特別養護老人ホーム　静原寮　理事長　中田　佳代

※ 翌月の２０日までにお振り込みいただきますようお願いいたします。

５．　事故発生時の対応について

・ サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、市町村、京都府等行政機関、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。
・ サービス提供中に事業者の責任によりご利用者に生じた損害について、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

６．　苦情の受付について

（１） 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。
また、１階面会スペース、２階エレベーター前に苦情受付ボックスを設置しています。

○ 苦情受付担当者	特別養護老人ホーム　静原寮　　生活相談員　中田　俊作、髙橋　厚子
○ 苦情解決責任者	特別養護老人ホーム　静原寮　　施設長　今村　英樹
電話番号	０７５－７４１－２８６６　　ＦＡＸ　０７５－７４１－１７６１
受付時間	９：００　～　１７：００

当施設以外にも苦情の申し立てを受け付けるために、第三者委員会を以下のように設置しております。
苦情受付担当者が受付けた苦情は苦情解決責任者と第三者委員に報告いたします。

○ 第三者委員	岸田光彦（社会福祉法人緑寿会　特別養護老人ホーム山科苑　施設長）
電話番号	０７５－５９３－０８００（山科苑）
○ 第三者委員	中川みどり（社会福祉法人幸の会　七彩の風　施設長）
電話番号	０７５－７０５－６１２３（七彩の風）

（２） その他の苦情受付機関

各区役所・支所、京都府国民健康保険団体連合会、京都府福祉サービス運営適正化委員会にて苦情を受け付けています。

○京都市左京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話 075-702-1069
○京都市北区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話 075-432-1364
○京都市上京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話 075-441-5106
○京都市中京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話 075-812-2566
○京都市右京区役所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当 電話 075-861-2566
○ 京都府国民健康保険団体連合会　介護保険課介護相談係 電話番号　０７５－３５４－９０９０ 受付時間　９：００　～　１７：００　（土、日、祝日は除く）
○ 京都府福祉サービス運営適正化委員会（京都府社会福祉協議会内） 電話番号　０７５－２５２－２１５２ 受付時間　９：００　～　１７：００　（土、日、祝日は除く）

７．　人権擁護に関する取り組みについて

・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、その職員に対し、必要な措置を講じます。

① 身体拘束等の適正化の指針を定め、職員に周知徹底を図り、適正な運営に努めます。具体的には、身体拘束を行う場合は、緊急やむを得ない理由等を記録します。また、適正化の委員会を３月に１回以上開催し、周知を図ります。さらに、全職員に対して適正化のための研修を定期的に実施します。

② 高齢者虐待防止の適正化の指針を定め、虐待の防止のための委員会及び担当者を設置し、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制を整備し、適正な運営に努めます。

③ サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に 養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 市町村に通報します。

８．　感染症・非常災害時の対策について

感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスを継続するため、及び非常時の体制から早期に業務再開を図るため、「業務継続計画」を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

９．　ハラスメントの防止について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。
事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

１０．　第三者評価の受診状況について

■ 直近の受診年月日	令和６年２月２９日
■ 評価機関の名称	京都市老人福祉施設協議会
■ 評価結果の開示状況	「京都　介護サービス・福祉サービス　第三者評価」 ホームページにて公表

１１．　当施設ご利用の際に留意いただく事項について

当施設のご利用にあたって、サービスをご利用されるご利用者の快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守り下さい。

（１） 持ち込みの制限

生もの等の腐りやすい食べ物、生き物、大型家具、火災、傷病等発生の恐れのあるものの持ち込みはお控えいただきますようお願いいたします。

（２） 施設・設備の使用上の注意

・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。
・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設の設備や備品を壊したり、汚したりされた場合には、ご契約者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
・ 当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（３） 所持金・品の管理

原則としてご利用者の責任とします。持ち込みは必要最小限にして下さい。

（４） 喫煙・飲酒

原則として自由ですが、特に喫煙は所定の場所に限らせていただきます。

（５） 緊急時の連絡先

医療機関へ受診が必要な場合や緊急の事態が発生した場合、ご家族等に連絡をさせていただきます。また、日用品の補充や外出に関すること等、相談の必要なことが生じた際は適宜ご家族等に連絡をさせていただきます。　※ご家族等の連絡先を別紙にご記載下さい。

（６） 緊急時の医療

当施設のサービス利用中に、事故や病状の急変、ご体調が悪くなられた際は、当施設医の診察を受けていただく、ご利用者のかかりつけ医に相談させていただく、当施設の協力医療機関等の病院を受診いただく等、必要な措置を講じます。

※ かかりつけ医や緊急搬送が必要な際にご希望の病院があれば、別紙にご記載下さい。

【当施設の協力医療機関】	
医療機関の名称	社会福祉法人　京都社会事業財団　西陣病院
所　在　地	京都市上京区五辻通六軒町西入溝前町１０３５番地
電話番号	０７５－４６１－８８００
医療機関の名称	医療法人浜田会 洛北病院
所　在　地	京都市北区上賀茂神山６
電話番号	０７５－７０１－０１５１
医療機関の名称	社会福祉法人京都社会事業財団 京都からすま病院
所　在　地	京都市北区小山北上総町１４番地
電話番号	０７５－４９１－８５５９

同　意　書

指定短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

特別養護老人ホーム　静原寮

説明者　　職名　　生活相談員　　氏名　　　　印

私は、本書面に基づいて、事業所から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及びその他日常生活費に係わるサービス（介護保険給付対象外サービス）の提供開始に同意しました。

令和　　年　　月　　日

契約者　　住　所

氏　名

署名代行者 住　所

氏　名

続　柄

静原寮　短期入所生活介護　　重要事項説明書

【ショートステイ利用中の緊急時等のご連絡先について】

＜連絡時の連絡先について＞

＊ 緊急の事態が発生した場合や病院受診についての相談、その他日用品の補充等必要時にこちらから連絡をさせていただく際の連絡先を優先順にお書きください。

＊ 携帯電話やＬＩＮＥ、メールアドレス、勤務先等、緊急時に連絡が取れるところをご記入ください。（簡単な要件をお伝えする際は、ＬＩＮＥやメールでお伝えすることもできますので、差し支えなければメールアドレスをご記入、LINE登録ください）

優先順	名　前	続　柄	住　所	電話番号
①				
②				
③				
④				

静原寮 LINE QR コード

＜緊急時の医療について＞

＊ 当施設のサービスをご利用中に、病状の急変が生じたり、体調が悪くなられた際、ご利用者のかかりつけの病院に相談させていただくことがありますので、かかりつけ医について、ご記載下さい。また、救急搬送が必要な場合、搬送先のご希望の病院についてもご記載下さい。

病院、診療所等の名称	主治医	電話番号
＜救急搬送時の希望の病院　等＞		